

## 泉州支部役員及び会員費用弁償規定

- 第1条** 大阪府行政書士会泉州支部（以下「支部」という）の費用弁償における取り扱いは、この規定の定めるところによる。
- 第2条** 個人会員（以下会員という）にかかる旅費支給は管内及び管外に区分して支給する。
- 第3条** 管内とは、泉州支部区域内とし、2,000円を標準とする。
- 第4条** 管外とは、大阪市近辺区域とし、3,000円を標準とする。
- 第5条** 第3条及び第4条以外の区域は、実費とする。
- 第6条** この規定に掲げない費用弁償のあったことを知ったときは、支部長は随時その表意の方法を決めるものとする。

### 附則

この規定は、平成 3年 9月21日から実施

平成 5年 4月 1日改正

平成16年 3月26日改正

平成16年8月 1日より実施